



平成 29 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社エッチ・ケー・エス
代表者名 代表取締役社長 水口 大輔
(J A S D A Q ・ コード 7219)
問 合 せ 先
役職・氏名 取締役財務部長 高根澤 進
電 話 0 5 4 4 - 2 9 - 1 1 1 1

(訂正)「株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正のお知らせ

平成 29 年 10 月 13 日に開示しました「株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ」に、一部訂正がございますのでお知らせいたします。

記

訂正箇所および訂正内容（訂正箇所は下線を付しております。）

(訂正前)

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記「1. 株式併合（1）株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年3月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 19,562,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,912,400株</u> とする。

(訂正後)

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、株式併合を行う場合の発行可能株式総数は、発行済株式総数の 4 倍を超えることができない旨が規定されたこと、および「1. 株式併合」の内容を勘案し、発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条(発行可能株式総数)を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 8 条(単元株式数)を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 30 年 3 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 19,562,000 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,200,000 株</u> とする。

以 上